

大 監 第 75 号
平成 26 年 1 月 24 日

大阪市監査委員	金 沢 一 博
同	有 本 純 子
同	高 橋 敏 朗
同	阪 井 千 鶴 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成25年11月28日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第4項の規定により次のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求の要旨

大阪市は、地域振興交付金要綱に基づき、「地域住民の福祉の増進を図り、市行政の円滑な運営に資することを目的とする」活動を対象として地域振興町会に年間約4億円に及ぶ補助金・交付金を支出してきた。しかしながら、市の所管局や区役所担当課がこれら公金の収支に深く関わりながら、これまでも数多く違法不当な使途が発覚してきた。これまで発覚した例は、そのほとんどが住民らからの指摘によるものである。

一部、返還及び是正措置がとられてきたが、いまだに団体ボスの横暴を許し、市側がその使途についてきちんと検証を行っているとはいえない。要は、補助金・交付金を交付する担当者側が交付要綱に違反し、公金の違法不当な支出を容認し、職務専念義務を怠っている状態が継続していると言わざるを得ない。

本請求は、その代表的な例として下記三地域のケースを挙げ、市の職務違反により地域団体（会長）の乱脈な交付金申請・受給、支出が市の審査をパスし、市の損害が放置され続けていることに対し、早急に現地の調査および違法不当な使途による交付金の返還あるいは受給者の不当利得の返還等関係者の処分を求め、市の損害を回復させることを目的とするものである。

監査委員におかれては、早急に現場および関係者らを調査され、違法不当な公金の

支出について、市長に対し、交付された補助金・交付金の交付を取り消し、関係者らに損害賠償請求あるいは不当利得の返還を求めるなど必要な措置を講ずるよう勧告されることを求め、地方自治法 242 条 1 項に基づき事実証明書を添付して住民監査請求を提起する。 請求額：3 件合計 3,845,400 円以上

事例 1

大正区 A 連合地域振興会 平成 20 年～平成 22 年度の補助金・交付金

年度	収入	支出	領収書の流れ	違法理由
平成 20 年度	交付金 769,000 円 補助金 241,200 円	敬老会 615,000 円 敬老会 241,200 円	9月18日 a社 →A社会福祉協議会 9月20日 A社協 →A町会連合会	決算書計上なし 領収書使い回し
平成 21 年度	交付金 1,031,500 円 補助金 241,200 円	敬老会 558,000 円 敬老会 241,200 円	9月20日 b社 →A社協→連合町 会。同一領収書が社 協に添付	同上
平成 22 年度	交付金 900,000 円 補助金 245,000 円	敬老会 490,000 円 敬老会 245,000 円	9月19日 c社 →敬老会実行委員会 9月19日 社協 →A連合町会	決算書計上なし 領収書使い回し

敬老会事業は毎年地区社会福祉協議会の事業として行われ、連合地域振興会の事業でないため、連合地域振興会の収支決算書には敬老会支出は計上されていない。会計報告も監査も敬老会に関係ない収支決算書を作成し認定を受けている。ところが、本年 5 月頃、平成 23 年度の交付金収支に関する区および連合地域振興町会の決算書を情報公開請求したところ、市への報告書には敬老会関係支出の領収書が貼付されていたことから、架空の事業の領収書が判明した。さらに、10 月に大正区役所で、地区社協決算書で確認したところ、敬老会の同じ領収書が貼付されていた。つまり、地域振興会の交付金支出として、社協への敬老会支出領収書を添付していた。

よって、地域振興町会の決算書には敬老会関係の支出記載がなく、区への書面に添付されていた A 地区社協会長発行の A 町会連合会宛敬老会分担金とする領収書は、架空領収書であり、交付金支出書類は虚偽報告文書であることが判明した。

市はただちに厳正な調査のうえ、市を騙して受給した平成 20 年度、21 年度、22 年度の交付金・補助金合計 2,390,400 円および当該期間の利子を加えた損害を返還させ、必要な措置を講じるべきである。本年 10 月に発覚した内容であり、監査請求の期間徒過に正当な理由がある。

事例 2

住之江区B連合地域振興会

平成 24 年度	補助金 450,000 円	5 月 27 日 地域大運動会	63,500 円 役員、運営委員用弁当代 NPO法人発行領収書 虚偽作成か NPO法人の収支記載なし。
	補助金 200,000 円	11 月 3 日 エコフェスタ	64,200 円 弁当代 321 人 NPO法人発行領収書 虚偽作成か NPO法人決算書に収支の記載なし。

B連合地域振興町会会長は、20 数年にわたり地区社協やNPO法人など補助金・交付金の受け皿になる組織の長を兼任し、補助金等の出し入れや使途を独断で決めてきた。食事サービス事業で市の補助金をプールし1泊温泉旅行への支出約 248 万円を返還させられ、平成 20 年には市長宛の謝罪文を提出している。また、市の公正職務審査委員会は平成 22 年、補助金の目的外支出を指摘し是正を勧告し、約 82 万円を返還させている。それでも自作領収書は毎年行われている。

しかしながら、市が交付金一本にして領収書不要と誤通知した平成 23 年度は、多くの区や連合振興町会で、非常識な乱脈支出が行われていることがわかった。B連合では、平成 23 年 6 月 7 日付地域運動会の領収書にサマーフェスタ実行委員会名義の自作領収書を発行し、参加券 632 枚分として6万 3200 円を支出したものと同一パターンを続けている。

上記は平成 24 年度の支出であるが、この年度は、事業を共催するNPO法人発行の弁当代充当の領収書として提出している。また、エコフェスタ事業に関してもNPO法人発行の領収書が弁当代分として発行されている。領収書発行者の代表理事部分は印の墨塗りで隠れているが、地域振興町会長および地区社協会長と同一人物であり、この団体間の収支は自由に行える。なぜか両領収書のNPO法人の住所を使い分けている。

また、NPO法人がなぜ弁当を販売するのかについては、月一度の「ふれあいサンデー」で、寿司約 800 食を販売しているのを利用したものと思われるが、NPO法人の事業報告や収支計算書には、ふれあいサンデー事業の収入は明確でない。支出に至っては、ふれあいサンデーは収支ともに0円である。エコフェスタ事業に関する記載はない。

これらの審査にあたっては、過去の経験からも慎重に厳正に行われるべきであるが、市のチェックは素通りに等しく、履行確認も怠り毎年会長の自作領収書による勝手な収支が行われている。交付金を配分し直接指示にあたる市及び区役所や区社協は違法

不当な行為を追認しているに他ならず、一部地元町会長や住民らの指摘に対しても行政側が真面目に受け付けず、地元の是正の動きを押さえる役割を果たしている。（大正区のケースも同じ）

市の注意を無視して毎年繰り返される自作領収書による補助金・交付金使途のごまかしによる支出は悪質であり、24年度補助金・交付金全額について返還を求めるべきである。団体会計をすっきり整理しないままに、地域活動協議会に受け皿一本化する今後の補助金の使途は屋上屋を重ねるだけになり、地域に悪影響を拡大させることになる。区長と区役所担当職員が断固としてクリーン会計の実行に取り組む姿勢を示してこそ区の団体への補助金使途が住民に活用されることになる。（平野区役所の努力が先例にある）

監査委員におかれては、市長に対し交付要綱を厳守し、違法不当に支出された補助金少なくとも65万円について市長（区長）に返還させるなど必要な措置を講じることを勧告されたい。

事例3

此花区C連合地域振興会

年度	金額	違法不当状態
平成23年度	交付金805,000円	貼付されている領収書の使途のほぼすべてが交付金の目的外であり、違法不当な支出に相当するので、交付金全額が返還されねばならない。領収書を一見した時点で問題にすべきである。

此花区、C連合振興町会の違法不当な交付金支出については、領収書の内容や履行確認すれば簡単に判明するレベルの支出がほとんどであり、市側がいかにかにチェックを怠っているかの証明である。要綱違反より公金支出としての常識はずれである。

この件も本年、内部情報をきっかけに情報公開請求で確認したもので、職員の職務を怠る状況が継続していることから期間徒過に正当な理由がある。また、C連合については、平成22年度についても、1,077,500円の配付を受けながら、事業報告、収支報告が提出されていないままに放置されている。市長はただちに交付を取り消し、全額を返還させるべきである。

23年度領収書合計額は交付金交付額内であり、不適正支出がなかったとしても残余額は清算時に市に返還されるべきところ、返還手続もされていない。

監査委員におかれては、早急に平成23年度以外の補助金・交付金の使途についても厳正に調査され、市の損害を回復させ受給者の不当利得返還を求めるなど必要な措置を講ずるよう市長に勧告されたい。

（監査委員注記：請求の要旨は要点を記載し、図表の一部及び事実証明書の内容は省略した。）

2 請求の受理

本件請求は、大正区A町会連合会（以下「A連合」という。）に係る平成 20 年度から平成 22 年度までの地域振興交付金及び地域振興活動補助金について、架空領収書による虚偽報告がなされており、また、住之江区B連合地域振興会（以下「B連合」という。）に係る平成 24 年度の世界振興活動補助金について、本市に提出している領収書は、虚偽作成の可能性があります、さらに、此花区C連合振興町会（以下「C連合」という。）に係る平成 22 年度の世界振興補助金、地域振興交付金については、事業報告等が提出されず放置されていること及び平成 23 年度の世界振興交付金については、用途のほぼすべてが交付金の目的外であることから、これらの交付金及び補助金については、本市に返還を求める必要があるにもかかわらず、返還を求めていることが、本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実にあたるとしてなされたものと解される。

本件において請求人は、大正区A連合に係る平成 20 年度から平成 22 年度までの地域振興活動補助金及び地域振興交付金について、架空領収書による虚偽報告がなされている旨主張する。

しかしながら、地域振興活動補助金については、架空領収書により交付を受けた平成 20 年度の 241,200 円、平成 21 年度の 241,200 円及び平成 22 年度の 245,000 円の合計 727,400 円については平成 25 年 12 月 6 日に本市に返還され、これら 3 か年分の補助金に係る加算金 346,894 円についても、平成 25 年 12 月 9 日に本市に納付されている。

また、地域振興交付金について、請求人が架空であると主張する敬老会の支出領収書は上記の世界活動補助金に係るものであることから、領収書の存在を摘示しただけでは、地域振興交付金についての違法不当性を具体的に摘示したことにはならない。

住之江区B連合に係る平成 24 年度の世界振興活動補助金については、実績報告に添付された領収書が虚偽の可能性があるとして、当該補助金の返還を求める必要があるにもかかわらず、返還を求めていることが、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるとして事実を証する書面を添え監査請求が行われたものと認めることができる。

また、此花区C連合に係る平成 22 年度の世界振興補助金、地域振興交付金並びに平成 23 年度の世界振興交付金については、平成 22 年度分については事業報告、収支報告が提出されていない、平成 23 年度分については交付金が目的外の用途に使用されているとして、当該補助金等の返還を求める必要があるにもかかわらず、返還を求めていることが、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるとして事実を証する書面を添え監査請求が行われたものと認めることができる。

よって、本件請求のうち、大正区A連合に係る平成 20 年度から平成 22 年度までの

地域振興活動補助金及び地域振興交付金に関する部分については、当該補助金が加算金を含め既に返還されており、請求人が主張する損害相当額はすでに補填され、また、前記のとおり、当該交付金に係る違法不当性を具体的に摘示するものとはなっていないことから、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に規定する要件を満たさないと判断せざるを得ない。

一方、住之江区B連合に係る平成 24 年度の地域振興活動補助金及び此花区C連合に係る平成 22 年度の地域振興補助金、地域振興交付金並びに平成 23 年度の地域振興交付金の返還を求めていることが、本市職員等の違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実にあたることを主張していると解されるものについて、法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、受理するものとする。

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項

住之江区B連合に係る平成24年度の地域振興活動補助金及び此花区C連合に係る平成22年度の地域振興補助金、地域振興交付金並びに平成23年度の地域振興交付金について、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるかどうか。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成25年12月16日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として、大阪弁護士会による勧告書等、機関紙及び地域大運動会のプログラムの提出があった。

請求人からの請求書の要旨を補足する陳述の内容は、次のとおりである。

- ・ 大正区については、不適切な行為を指摘し続けてきたが、ずっと無視されてきた。
- ・ 会計監査は、敬老会の領収書の件についても、不正を知りながら知らないふりをしてきた。これが、今回の件のいわば元凶といえる。
- ・ どうして区の職員は、書類の丁寧な検証を行わないのか。
- ・ 区役所職員や連合の役員の公金に対する意識の低さが表れている。
- ・ 交付金等についての交付する側、受領する側双方の意識を高めるためにも、悪いものは悪い、良いものは良いと判断してもらいたい。

また、請求人陳述終了後、請求人から新たな証拠として、機関紙並びにNPO法人の平成22年度、平成23年度の事業報告書及び収支決算書の提出があった。

3 監査対象区（局）の陳述（15頁に詳述）

大正区、住之江区、此花区及び市民局を監査対象区（局）とし、平成26年1月9日に大正区長、住之江区長、此花区長及び市民局長並びに関係職員より陳述を聴取した。

4 現地調査等（25頁に詳述）

平成26年1月16日、17日に行政委員会事務局監査部職員が地域の会館等へ赴き、A連合、B連合及びC連合の関係者から聴き取りや関係書類の調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 補助金

法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができることとされている。

(2) 交付金

法令又は条例、規則等により団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するものであり、もっぱら報償として一方的に交付される（「地方公共団体歳入歳出科目解説」（ぎょうせい）より抜粋）。

(3) 市民局の関係通知

平成20年12月4日付市民局長通知『「地域振興活動補助金」・「地域振興交付金」の交付にかかる事務取扱い上の留意点について』において、「交付金については、その流れを区役所及び区地域振興会において把握し、連合振興町会までおりにいるところは連合振興町会、振興町会までおりにいるところは振興町会において、「組織として使われている」（それぞれの段階の会長等の個人収入となっていない）ことがわかる収支記録があること、また、その収支についてはそれぞれの組織の各会員に明らかになっていること、以上二点を確認しておくこととされている。

(4) 大正区A連合に係る本件補助金、交付金の要綱等

本件請求においては、平成20～22年度の地域振興活動補助金及び地域振興交付金が対象とされている。

なお、A連合に関する補助金（平成20年度の241,200円、平成21年度の241,200円及び平成22年度の245,000円の合計727,400円）は平成25年12月6日に市へ返還され、3か年分の当該補助金に係る加算金346,894円は平成25年12月9日に市へ納付されている。

ア 地域振興活動補助金要綱の規定、手続等

平成20年度から平成22年度までの同要綱は、平成21年度に一部改正されたものの概ね同様の内容となっており、主な内容は次のとおりである。

(ア) 目的

コミュニティづくりをはじめ、行政情報の周知等行政協力を担う大阪市各区地域振興会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し、補助金を交付する。

(イ) 補助の対象及び補助率

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- ・コミュニティづくりに関する事業
- ・福祉・健康に関する事業
- ・安心で快適なまちづくりに関する事業
- ・環境美化に関する事業
- ・その他地域の活性化につながる事業

補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。

(ウ) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市地域振興活動補助金実績報告書の規則に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ・補助金の交付決定額とその精算額
- ・収支決算書
- ・補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）
- ・経費の支出を確認できる領収書の写し等
- ・補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム等

(エ) 補助金の返還

市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を求めるものとする。

(オ) 加算金及び延滞金

補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければ

ならない。

(カ) 関係書類の整備

補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定等の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(キ) 手続の概要

申請、交付手続は、大正区地域振興会の会長が、市長あてに事業計画書等を添付した補助金交付申請書（申請額 3,400,000 円（10 連合分）のうち、A連合分 274,000 円）を提出し、大正区が審査のうえ、交付を決定し、補助金交付決定通知書を交付していた。

実績報告は、大正区地域振興会の会長が、市長あてに領収書（写）等を添付した補助金実績報告書（補助金の予定額 3,062,041 円（10 連合分）のうち、A連合分 274,000 円）を提出していた。

(ク) 交付実績

平成 20～22 年度までのA連合に対する交付実績は次のとおりである。

平成 20 年度 241,200 円（敬老会 241,200 円）

平成 21 年度 241,200 円（敬老会 241,200 円）

平成 22 年度 274,000 円（敬老会 245,000 円・防犯パトロール 29,000 円）

イ 地域振興交付金要綱の規定、手続等

平成20～22年度の同要綱は、21年度と22年度に一部改正されたものの、概ね同様であるため、22年度の主な内容を記載する。

(ア) 交付の目的

大阪市地域振興会の活動に対し、交付金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする。

(イ) 交付対象

地域振興交付金は、大阪市地域振興会が行う次に掲げる行政協力活動の経費を対象とするものとする。

- ・行政連絡事項の周知に関する活動
- ・関係機関等との協働に関する活動
- ・地域振興会の運営に関する活動
- ・その他市が特に依頼する事業に関する活動

(ウ) 交付金の額

交付金の額は、次に掲げる区分により毎年度予算の範囲内で市長がその額を定めるものとする。交付先は、各区地域振興会とする。

各区地域振興会への地域振興交付金の算定基準額

・区均等割 年額 1区につき	1,000,000円
・連合振興町会数割 年額 1連合振興町会につき	30,000円
・振興町会数割 年額 1振興町会につき	35,000円
・1振興町会あたりの回覧回付世帯数割	
年額 150世帯未満	35,000円
150世帯以上300世帯未満	37,500円
300世帯以上500世帯未満	40,000円
500世帯以上1,000世帯未満	42,500円
1,000世帯以上	45,000円

(エ) 交付決定の取り消し

市長は、交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ、交付すべき交付金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

市長は、申請書及びその添付書類等に虚偽の事実を記載した場合により、取消をした場合は速やかにその旨の理由を付して大阪市地域振興交付金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(オ) 加算金及び延滞金

申請者は、前条の規定により交付金の返還を求められたときは、その請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該交付金につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

(カ) 実績報告書

申請者は、交付決定通知を受けた事業が完了したときは、20日以内に大阪市地域振興交付金事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(キ) 関係書類の保存

申請者はこの交付金に関する書類を事業終了後、当該年度が属する年度の次年度から起算して5年間保存しなければならない。

(ク) 手続の概要

申請、交付手続は、大正区地域振興会の会長が、市長あてに回覧回付世帯数を確認できるものを添付した交付金交付申請書（申請額 10,132,000円（10連合分）のうち、当該連合分 900,000円）を提出し、大正区が審査のうえ、交付を決定し、交付金交付決定通知書を交付していた。

実績報告は、大正区地域振興会の会長が、市長あてに10連合分の活動実績報告書及び活動別使途報告書（A連合分 900,000円）を添付した交付金事業実績

報告書を提出していた。

A連合の交付金事業実績報告書には、「春の交通安全運動における街頭指導について」、「大正通自転車マナーアップ作戦について」などの事業実績が記載されていた。

(ケ) 交付実績

平成 20～22 年度までの当該連合に対する交付実績は次のとおりである。

平成 20 年度 769,000 円

平成 21 年度 1,131,500 円

平成 22 年度 900,000 円

(5) 住之江区B連合に係る本件補助金の要綱等

本件請求においては、平成24年度の地域振興活動補助金が対象とされている。

ア 大阪市住之江区地域振興活動補助金交付要綱の規定、手続等

同要綱の主な内容については次のとおりである。

(ア) 目的

コミュニティづくりをはじめ行政協力を担う大阪市住之江区地域振興会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組まれる事業に対し、補助金を交付する。

(イ) 補助の対象及び補助率

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

- ・コミュニティづくりに関する事業
- ・福祉・健康に関する事業
- ・安心して快適なまちづくりに関する事業
- ・環境美化に関する事業
- ・その他地域の活性化につながる事業

補助金の額は、毎年度予算の範囲内で交付するものとし、補助対象経費（食糧費であれば、事業実施に伴う最小限の昼食代、弁当代、茶菓代とされている）の10分の10以内に相当する額とする。

(ウ) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市住之江区地域振興活動補助金実績報告書に規則に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ・補助金の交付決定額とその精算額

- ・収支決算書
- ・補助事業の実績・効果（補助事業の効果が検証できるもの）
- ・経費の支出を確認できる領収書の写し等
- ・補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム等

(エ) 補助金の返還

市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を求めるものとする。

(オ) 加算金及び延滞金

補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

(カ) 関係書類の整備

補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定等の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

(キ) 手続の概要

A 地域大運動会の事業

申請、交付手続は、B連合の会長が、市長あてに事業計画書等を添付した補助金交付申請書（申請額 450,000 円）を提出し、住之江区が審査のうえ、交付を決定し、補助金交付決定通知書を交付していた。

実績報告は、B連合の会長が、市長あてに領収書（写）等を添付した補助金実績報告書（補助金の予定金額 450,000 円）を提出していた。

なお、NPO法人発行の第 35 回地域大運動会宛ての 63,500 円（但、役員・運営委員用弁当代 127 食）の領収書（写）が添付されていた。

B エコフェスタの事業

申請、交付手続は、B連合の会長が、市長あてに事業計画書等を添付した補助金交付申請書（申請額 200,000 円）を提出し、住之江区が審査のうえ、交付を決定し、補助金交付決定通知書を交付していた。

実績報告は、B連合の会長が、市長あてに領収書（写）等を添付した補助金実績報告書（補助金の予定金額 200,000 円）を提出していた。

なお、NPO法人発行のエコフェスタ宛ての 64,200 円（但弁当代（200 円 × 321 名分）の領収書（写）が添付されていた。

(ク) 交付実績

平成 24 年度の当該連合に対する交付実績は次のとおりである。

- ・地域大運動会の事業 450,000 円
- ・エコフェスタの事業 200,000 円

(6) 此花区C連合に係る本件交付金の要綱等

本件請求においては、平成22年度及び平成23年度の地域振興交付金が対象とされている。平成22年度分に係る要綱は、(4) イに記載した内容と同様のものであり、平成23年度分に係る要綱の主な内容は、次のとおりである。

なお、平成22年度の当該連合に関する補助金(252,500円)未執行のため此花区地域振興会へ同額を返還していることが同区地域振興会発行の領収書及び平成22年度C連合振興町会決算書により確認できる。

ア 大阪市地域振興交付金交付要綱の規定、手続等

(ア) 交付の目的

地域コミュニティづくりなどを進めるために組織された市内全域を網羅した住民自治組織(以下「大阪市地域振興会」という。)、大阪市地域活動協議会運営補助金交付要綱第3条に規定する組織(以下「地域活動協議会等」という。)の活動に対し、交付金を交付することにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とする。

(イ) 交付対象

交付金は、各区地域振興会及び地域活動協議会等が1の年度で行う次に掲げる活動を対象とするものとする。

ただし、市の地域交付金を受けている事業、又は交付対象となる事業は除く。

- ・地域のコミュニティづくりに関する活動(夏祭り、運動会など)
- ・安全・安心なまちづくりに関する活動(防災訓練、歳末夜警など)
- ・環境美化に関する活動(各種清掃活動など)
- ・関係機関等との協働に関する活動(行政との協働にかかる会議など)
- ・行政連絡事項の周知に関する活動(ポスター掲示・チラシの回覧など)

(ウ) 交付金の額

交付金の額は、次に掲げる区分により毎年度予算の範囲内で区長がその額を定めるものとする。

交付先は、各区地域振興会及び地域活動協議会等とする。

各区地域振興会への交付金の算定基準額は次のとおりとする。

活動の実施単位である1連合振興町会及び1地域活動協議会あたり、A～Dのとおりである。

- | | |
|--|--------------|
| A 市政・区政への協力に関する活動（関係機関等との協働に関する活動・行政連絡事項の周知に関する活動） | 年額 982,000 円 |
| B 地域のコミュニティづくりに関する活動 | 年額 331,000 円 |
| C 安全・安心なまちづくりに関する活動 | 年額 331,000 円 |
| D 環境美化に関する活動 | 年額 331,000 円 |

上記の活動項目における具体的な活動内容と基準となる年間実施回数は例示し、交付にかかる審査の基準とする。

活動項目の内、A（ポスター掲示、チラシ回覧配布など年12回等）は必ず実施し、B（夏まつり、運動会など年1回）、C（防災訓練、歳末夜警など年1回等）、D（各種清掃活動、年4回）は1項目以上実施することを交付要件とし、交付金の上限額は、各区の予算の範囲内で定める。

(エ) 実績報告書

交付対象団体は、交付決定通知を受けた事業が完了したときは、20日以内に大阪市地域振興交付金事業実績報告書に各活動実施単位の活動実績報告書を添付し、市長に提出しなければならない。

(オ) 関係書類の保存

交付対象団体は、この交付金に関する書類を事業終了後、当該年度が属する年度の次年度から起算して5年間保存しなければならない。

(カ) 交付決定の取り消し

市長は、交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき、申請書及びその添付書類等に虚偽の事実を記載した場合は、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(キ) 交付金の返還

市長は、交付決定を取消した場合において、すでに交付金が交付されているときは、期限を決めて、その返還を求めるものとする。

(ク) 加算金及び延滞金

交付対象団体は、前条の規定により交付金の返還を求められたときは、その請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該交付金につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

(ケ) 手続の概要

申請、交付手続は、此花区地域振興会の会長が、市長あてに年度実施計画書を添付した交付金交付申請書（申請額12,656,000円（10連合振興町会分）のうち、当該連合分1,313,000円）を提出し、此花区が審査のうえ、交付を決定

し、交付金交付決定通知書を交付していた。

実績報告は、此花区地域振興会の会長が、市長あてに10 連合振興分の活動実績報告書及び回覧回付実績報告書を添付した交付金事業実績報告書を提出していた。

活動実績報告書には、「連合振興町会長会議」、「歳末夜警」などの活動内容が、回覧回付実績報告書には、「この花スポーツフェスタ開催周知」、「『地域防災フォーラム in このはな』開催周知』などの活動内容が記載されていた。

(コ) 交付実績

平成 22、23 年度までの当該連合に対する交付実績は次のとおりである。

平成 22 年度 825,000 円

平成 23 年度 805,000 円

2 監査対象区（局）の陳述

(1) 市民局

請求人が主張する大阪市地域振興活動補助金及び大阪市地域振興交付金について、まず、その交付対象団体である地域振興会とはどのような団体なのかを簡単に説明する。

地域振興会とは、昭和 50 年に①コミュニティづくり、②市政・区政への協力、③日本赤十字社事業への協力を 3 つの柱として発足した、地域住民による自主的なボランティア活動組織である。

他都市では町内会や自治会と呼ばれる地縁団体と同様のものであり、古くから地域に根付いた活動を行ってきた、本市におけるコミュニティの礎となる地域活動団体であり、任意団体であるものの、その活動の内容は、夏祭りや運動会などのコミュニティづくりをはじめ、震災訓練や通学時の子ども見守り・街路防犯灯の維持管理などの防災・防犯活動、町内の清掃や古紙回収などの環境美化活動、日本赤十字社の社資募集や赤い羽根の共同募金への協力、町会掲示板や回覧板による行政情報の広報など、各方面において非常に公共性・公益性の高い活動を行っている。

地域振興会の財源としては、会員から集めた町会費が基本となるが、大阪市としては、このような公共性・公益性の高い活動に対して、補助金・交付金による支援を行ってきた。

続いて、補助金及び交付金に関する請求人の主張する内容について、市民局及び大正区役所・住之江区役所・此花区役所において改めて事実関係を確認した。補助金及び交付金の支出については、交付要綱の趣旨に沿った運用、処理がなさ

れているところであるが、詳細については、まず大阪市地域振興活動補助金及び大阪市地域振興交付金制度の概要説明を行う。

まず、請求人が主張する平成 20 年度～平成 24 年度における地域、とりわけ地域振興会に対する支援の変遷を説明する。

大正区において主張する平成 20 年度～平成 22 年度の支援制度については、補助金と交付金を併用して地域活動への支援を行っており、市民局が交付要綱及び予算を所管し、各区役所で交付手続を行っている。

次に、此花区において主張している平成 23 年度については、市政改革の基本方針に基づき、平成 23 年 3 月 31 日付け規則第 63 号で大阪市地域交付金交付規則が制定され、地域から市政を変える取組みを推進するため、公共的な地域活動のより一層の活性化を目的として、地域振興交付金に一本化することにより、地域振興活動補助金を廃止している。

この年度の予算に関しては各区役所が所管し、交付要綱に関しては市民局が所管している。

次に、住之江区において主張している平成 24 年度については、交付金制度から補助金制度に戻り、地域振興活動補助金のための支援として、交付要綱並びに予算を各区役所が所管している。

続いて、補助金と交付金の相違点を説明する。

補助金とは、特定の事業、研究を育成、助長するために、本市が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものであり、公益的な事業の実費としての性格を有していると考えられる。

よって、地域振興活動補助金については、コミュニティづくりや福祉・健康、安心で快適なまちづくりなど、公益上必要があると認めた特定の事業を補助対象とし、その妥当性の判断については、事業の公益性とその使途に着目して行うものであるため、その確認の対象は、主に実績報告書と精算報告書になる。

特に、使途について申請どおりに使用されているかを確認する必要があるため、要綱において、実績報告書に経費の支出を確認できる領収書等の添付を求めている。

また、余剰金が発生した場合は本市に戻入することが必要となるため、要綱において、補助金の額の確定や精算の規定を設けている。

一方、交付金とは、地方公共団体が本来実施すべき事務事業について、団体等に委ねて実施していただいている場合に当該事務事業実施に対する報償として一方的に支出するものである。

よって、地域振興交付金については、地域が自主的に行っている活動のうち、行政的効果が認められるものに着目し、行政として活用するために公益性がある

活動を指定している。また、その活動の対価として一方的に支払われる報償の意味合いで交付しているため、その妥当性の判断は、公益的・公共的な活動実績に着目して行うものであり、その確認の対象は当該活動を行ったかどうかの実績報告であると考えている。

そのため、事業完了後の実績報告はされるが、交付金を何に使ったかという詳細な使途の報告は求めている。よって、領収書を本市に対する報告に添付することや、余剰金が発生した場合においても戻入等の精算を行う必要はなく、要綱においても、交付金の額の確定や余剰金の精算の規定は設けられていない。

この交付金の公益性がある活動とは、平成 20 年度～22 年度においては大阪市の広報事業の一部として、町会掲示板へのポスター掲示、回覧配布等を担われている取組みを指しており、平成 23 年度は地域のコミュニティづくり、安全・安心なまちづくり、環境美化等の活動のことを指している。

なお、交付金は、その使途について本市に対する報告は求めないが、交付先団体において、他の自主財源と同様、団体の会計に収入し、組織としての活動に使い、適正に取り扱う必要があると考える。

地域振興活動補助金とはコミュニティづくりをはじめ、行政情報の周知等行政協力を担う各区地域振興会が主体的に行う地域振興活動を支援し、住民主体のまちづくりの推進を図るため、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を目的として取り組む事業に対して交付するものである。

交付対象としては、各区地域振興会が行う、①コミュニティづくりに関する事業、②福祉・健康に関する事業、③安心で快適なまちづくりに関する事業、④環境美化に関する事業、⑤その他地域の活性化につながる事業が対象となる。

交付手続としては、各区地域振興会から事業計画書・収支報告書・会則及び関係規則を添付した申請を受け、各区役所において交付決定をした後、各区の地域振興会に対して、事後の精算を前提とする概算払いにより交付することとしている。

実績の確認については、大阪市地域振興活動補助金交付要綱第 13 条第 1 項において、「補助事業者は、補助事業が完了したときは、大阪市地域振興活動補助金実績報告書に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。」と規定されており、区地域振興会は補助金の交付決定額とその精算額、収支決算書、補助事業の実績、経費の支出を確認できる領収書の写し、補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム等を添付した実績報告書を区役所に提出し、区役所は提出された実績報告書及び添付書類に基づき実績の確認を行っている。

地域振興交付金については、各区地域振興会の活動に対し、交付金を交付する

ことにより地域住民の福祉の増進を図り、もって市行政の円滑な運営に資することを目的とし、地域振興会の活動に要する基礎的な経費を支援する制度として、平成 20 年度に新設され、平成 23 年度に拡充した制度である。

平成 20 年度～22 年度の交付金の交付対象の活動は、各区地域振興会が行う、①ポスターの掲示、回覧の回付等の行政連絡事項の周知に関する活動、②区震災訓練、年末夜警等の関係機関等との協働に関する活動、③連合振興会長会、振興町会長会等の地域振興会の運営に関する活動、④各種委員の推薦等のその他市が特に依頼する事業に関する活動の行政協力活動である。

交付手続については、各区地域振興会からの回覧回付世帯数のわかる書類を添付した申請書に基づき、各区役所が交付決定を行うとともに、各区地域振興会に対して、事後の精算を前提としない前金払いにより交付金を交付することとしている。

実績の確認については、大阪市地域振興交付金交付要綱第 12 条において、「申請者は、交付決定通知を受けた事業が完了したときは、20 日以内に大阪市地域振興交付金事業実績報告書を市長に提出しなければならない。」と規定されており、事業完了後、区地域振興会が活動実績報告書、活動別用途報告書を添付した事業実績報告書を区役所に提出し、区役所は、提出された関係資料に基づき、事業活動実績の確認を行うこととしている。

さらに、平成 23 年度における地域振興交付金については、市政改革の基本方針に基づき、新しい形の公共を行政と地域が一緒に担うという根拠づけを行い、地域に対する交付金の理念を明らかにした規範として、大阪市地域交付金交付規則が制定され、地域から市政を変える取組みを推進するため、公共的な地域の自主活動のより一層の活性化を目的として、新たに制度を拡充した。

これまでの交付金制度とは異なり、大阪市地域交付金交付規則第 3 条において、「まちづくり活動のうち、地域の活性化を図るために特に必要なものとして市長が定める基準に該当するものに対する交付金として、地域交付金を交付する。」と規定し、交付目的であるまちづくり活動の対価として支出すると位置付けた。

また、このことから、地域からの活動別用途報告書の提出は求めているが、同規則第 15 条に基づき要綱第 15 条を設け、活動実績報告書の提出を求めるとともに、さらに、規則第 16 条に基づき要綱第 16 条を設け、交付対象事業の確認について、区役所による事業報告の審査をより厳格に行うことにより、適正な公金の支出に努めてきた。

具体的には、当該事業完了後に、交付先団体の提出する活動実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その事業実績が市の定める基準に見合っているかの確認を行っている。また、規則第 13 条に基づく要綱第 13 条によ

り、年度途中においても、必要がある場合は、活動の事実を客観的に確認できる文書や写真等の書類の提出を適宜求めたり、活動を行う現場に本市職員が赴き確認したりするなど、進捗状況の確認ができる旨の規定を設けている。

なお、補助金及び交付金については、この間の住民監査請求における公金の交付にかかる監査委員の意見をふまえて、市民局と区役所が連携し、補助金実態調査を実施するとともに、地域団体のための会計マニュアルを作成するなど、団体への指導を行うとともに区における審査体制の拡充を図ってきた。

(2) 大正区

今回指摘された補助金にかかる事案は、要綱等に定められた所定の提出書類を審査しても発見できない事象であった。しかし、地域の方々が、自らの団体の会計処理を適正化しようとする動きに端を発し、補助金の領収書に疑問があるという指摘を受けて調査を行った結果、架空の領収書に基づく精算報告がされていたことが明らかになった。

交付手続に携わる区役所職員は、補助金については、大阪市補助金等交付規則ならびに大阪市地域振興活動補助金交付要綱に則り、交付金については、地域振興交付金交付要綱に則って、交付決定等の手続を行ってきた。

まず、補助金については、交付の対象となる事業、そして経費についても定めが設けられている。補助事業者には実績報告書等に領収書を添付して提出することを求めており、区役所では、定められた要綱・規則等に基づき、提出された報告書や領収書を元に、実績の確認を行い、その時点で疑義は生じなかった。

その根拠となる領収書が架空のものであったが、その事実については、領収書通りの金銭の支出・収受があったかどうかを、A連合あるいは地域社会福祉協議会の決算報告書や会計帳簿等で確認しなければわかり得ないものであった。

しかしながら、当時の要綱等においては、A連合の帳簿等の提出を求める定めとなっておらず、加えて、領収書の発行元である社会福祉協議会の会計帳簿等を確認するということは、区の権限において調査対象としうる範囲を超えていたと考える。

一方で、昨年 10 月 17 日に地域住民から指摘を受け、大正区役所では、直ちに、A連合ならびに地域社会福祉協議会の当時の担当者からの聴き取りや、A連合から任意で関係書類の提供を受けて、事実確認を行った。

調査の結果、A連合側は、地域社会福祉協議会に対して架空の領収書を作成するように働きかけ、それをもって精算報告を行ったことを認め、あわせて、不適正な事務処理を反省するとともに、交付済みの補助金の返還を行うとの意思表示がなされたため、大正区では、規則・要綱に定める手続に従い、交付の取り消し決定を経て、昨年の 12 月 9 日をもって、加算金も含めてすべての返還が完了して

いる。なお、A連合の領収書や会計帳簿等をチェックした結果、補助金を私的流用した事実は見受けられなかった。

次に、請求人は、交付金の返還請求についても言及しているが、交付金と補助金は全く異なる制度である。

補助金については、事業の根拠となる領収書が架空のものであったということ、補助金制度が求める事業目的にそぐわない用途に充当されていたということが明らかになったため、補助金交付要綱等に照らし、交付決定の取消しと返還請求を行った。

他方、交付金は、あくまでも公益性がある活動の対価として報償の意味合いで支払われたものである。平成 20 年度から 22 年度の交付金については、活動実績報告書等の根拠資料の調査等により、交付対象活動の実績・成果が確認できており、団体内で交付金の支出が承認されている以上は、適切な支出であると考えている。

また、請求人陳述の中で、「区役所が指摘を行った者を排除しようとしている」といった陳述内容もあった。区役所は、連合会長であれ請求人であれその地域のコミュニティを構成する方々であることに変わりはなく、等しく区内の住民として地域における活動を支援すべきであると考えているので、決して指摘を行った区民を排除するようなことはない。

本来、任意団体であるA連合の役員体制や運営については行政の管轄外である。しかし今回は、A連合については、不適正な補助金処理に対する世論や地域での批判も予想される中、A連合が自らを厳しく見つめ、会計処理の手法とチェック体制を立て直し、しっかりとした自律運営を行ってもらうことが不可欠であるとの考えに立ち、あえて、当時の会計に携わった役員体制の一新にまで踏み込んだアドバイスをを行った。その結果、A連合では一旦町会長全員が退任され、一から新たに適正な活動を行うべく体制を一新するという方向で進んでいると聞いている。

区役所職員は規則、要綱を遵守して業務を行うとともに、本件住民監査請求が提出される前から、すでに対応を開始していること、また、適当と認められないことが判明した補助金については、すでに加算金も含めて返還が完了していることから、職務を怠っている事実はないと考える。

(3) 住之江区

まず、請求人が領収書等の証拠に基づき主張している地域大運動会及びエコフェスタの弁当代に係る地域振興活動補助金、それぞれ 63,500 円及び 64,200 円、計 127,700 円について陳述する。

これらの行事について説明すると、請求書にある 5 月 27 日の地域大運動会であ

るが、この運動会は例年5月にB小学校で開催されている地域の恒例行事で、毎年、高齢者から子どもまで約1,700名もの住民の参加があり、朝から夕方までたいへん盛りあがる行事である。

この運動会に係る地域振興活動補助金については、平成24年5月7日付けで450,000円の交付申請があり、平成24年8月27日付けで交付決定を行い、平成24年9月26日付けで実績報告書、補助金収支決算書並びに領収書の原本及びコピーが提出された。

11月3日のエコフェスタであるが、この行事は例年11月に、B地域内の公園で開催される行事で、やはり高齢者から子どもまで毎年約1,000名もの住民の参加があり、朝から夕方まで盛りあがる。

このエコフェスタに係る地域振興活動補助金については、平成24年9月12日付けで補助金200,000円の交付申請があり、平成24年10月12日付けで交付決定を行い、平成24年12月6日付けで実績報告書、補助金収支決算書並びに領収書の原本及びコピーが提出された。

次に、領収書の住所に係る請求人の主張について述べる。

請求書に、NPO法人の代表理事が「地域振興町会長および地区社協会長と同一人物であり」とあるが、これは事実である。

「なぜか両領収書のNPO法人の住所を使い分けている」との点についてであるが、たしかに、ゴム印で押されたNPO法人の住所の記載が、証拠として提出された2つの領収書では異なっている。

この点について、NPO法人に調査に入った結果、NPO法人は、普段は今の事実上の活動の中心である会館の住所が彫られたゴム印を用いており、第35回地域大運動会あての領収書にはこのゴム印を用いたが、これとは別に、代表理事の自宅住所の提供を求められた場合に使用する代表理事の自宅住所の彫られたゴム印を作成しており、エコフェスタあての領収書には、そのゴム印を押してしまったとのこと。

領収書に異なった住所を使うことが補助金に関わるなんらかの利得や不正につながるとも考えにくいことでもあり、何らかの悪意を持ってNPO法人の住所を使い分けられているといった事情は認めがたく、単純ミスではないかと考える。

次に、「NPO法人の事業報告や収支計算書には、ふれあいサンデー事業の収入は明確でない。支出に至っては、収支ともに0円である。エコフェスタ事業に関する記述はない。」との主張についてであるが、たしかに、証拠として提出された2つの領収書ではNPO法人に弁当代を支払ったことになっているが、これに対応する収支の記載がNPO法人の作成した事業報告及び収支計算書になく、現実の弁当代調製やその提供のない架空の領収書によって補助金が詐取されたので

はないかとの疑いを請求人がもっていると思われる。

まず、ふれあいサンデー事業についてであるが、これは、NPO法人の事業で、原則として毎月第1日曜日に、高齢者や障がいのある人と子どもたちがふれあえる世代間交流の場を提供することを主な内容とするもので、NPO法人が調製した弁当が有料で提供される。地域大運動会、エコフェスタへの弁当の販売は、この事業の一環との位置づけで行われた。

NPO法人の事業報告書で、ふれあいサンデー事業の収入も支出も0円となっている点についてであるが、地域大運動会、エコフェスタでの、ふれあいサンデー事業の一環としての弁当販売についてNPO法人が領収書を発行しているにも関わらず、NPO法人の事業報告書では、ふれあいサンデー事業の収入も支出も0円となっている点、たしかに辻褄が合わない。

この点について、NPO法人において聴き取り調査を行ったところ、ふれあいサンデー事業は毎月行われるため、材料の購入や売上収入等の出入りが多く計理作業が煩雑になることから、ふれあいサンデー事業に係る1年間分の収支を領収書とともに控えの計算書類に記録しておき、年度が終わってからまとめて計算し、差引きした収益分を翌年度に寄付金収入として元帳及び収支計算書に計上しているとのことであった。

かかる計算処理が事実であるかどうかについて、平成23、24年度に作成された控えの計理書類と平成24年度、25年度の元帳を照合したところ、聴き取ったとおりの計理処理が行われていることが認められた。

次に、弁当が実際に調製、提供されたかという点についてであるが、この点について、平成24年度分の控えの計理書類を調査するとともに、NPO法人スタッフからの聴き取り調査を行った。

その結果、まず、地域大運動会についてもエコフェスタについても、領収書やレシートから大量の食材を購入した事実が確認できた。

また、証拠として提出された2つの領収書に記載された食数をそれぞれ超える売上げの記載も確認できた。地域大運動会については、領収書には127食分とあるところ、770食分の記載が確認できた。エコフェスタについては、領収書には321食分とあるところ、控えの計理書類では845食分の記載が確認できた。ちなみに、NPO法人は、役員等に配付する弁当をB連合に有償で提供するほか、地域からの参加者にも有償で提供するため、総売上げは領収書への記載の量を上回る。

地域大運動会の127食分及びエコフェスタの321食分については、弁当を調製し、当該事業主催者側に提供したとの事実をNPO法人スタッフから聴き取った。

加えて、地域大運動会については、主催者側スタッフから運動会プログラムの提示があり、そこに氏名の記載されている大会役員、運営役員、競技役員計127

名分を配ったとの事実を聴き取った。

また、エコフェスタについては、主催者側スタッフから、B連合の会計担当より別途提出された第10回エコフェスタ中間報告書に記載の清掃参加者名簿並びに町会長及びごみゼロリーダーの名簿に名前のある321名分を配ったとの事実を聴き取った。

また、区役所職員も行事の当日、それぞれの現場において、役員等が弁当の提供を受けている場を目にしている。

これらのことから、弁当の調製、NPO法人からB連合への提供が実際に行われたものと推認できる。

以上から、2つの領収書にかかる補助金計127,700円の支出については、これに応じた地域振興活動があったものと認めるのが妥当であり、補助金の支出は違法又は不当なものではないと考える。

最後に、返還請求に係る650,000円のうち、証拠が提出されていない部分522,300円についてであるが、このたびの監査請求を機に改めて領収書の原本の提出を求め、原本とコピーを照合するとともにその記載についてチェックしたが、特段不審な点はなく、この部分についての補助金の支出も違法又は不当なものではないと考える。

以上から、平成24年度にB連合に交付した、5月27日の地域大運動会に係る地域振興活動補助金450,000円及び11月3日のエコフェスタに係る地域振興活動補助金200,000円の合計650,000円の返還を求める理由はないと考える。

(4) 此花区

この度の住民監査請求において、請求人より3点の指摘があった。

1点目は、平成23年度のC連合に対する地域振興交付金において、用途のほぼすべてが交付金の目的外であり、違法不当な支出に相当するという点、2点目は同連合に対する地域振興補助金及び同交付金において、平成22年度に1,077,500円の配付を受けながら、事業報告、収支報告が提出されていないまま放置されているという点、3点目は同連合に対する地域振興交付金において、年度内において発生した残余额は市に返還されるべきという点である。

まず、1点目の平成23年度のC連合に対する地域振興交付金において、用途のほぼすべてが交付金の目的外であり、違法不当な支出に相当するという点については、C連合の活動報告書では、毎月の連合振興町会長会議に出席、防災訓練技術研修や歳末夜警、毎月の公園清掃など年間延べ185名の参加、住民ボランティアの協力による年間47回の回覧や30回のポスター掲示などを通して地域住民に行政情報の提供が報告されている。地域振興交付金はまちづくり活動の対価として交付されるものであり、また、これらの活動は大阪市地域交付金交付規則第2

条第2項及び大阪市地域振興交付金交付要綱第3条で定める交付対象事業に該当していることから、交付金を交付した。

交付金の執行にあたっては、交付金は公益性がある活動に対する報償として一方的に支払われるものであるため、制度上は、事業完了後の報告に活動用途報告書や領収書を提出する必要はないが、大阪市地域交付金交付規則及び大阪市地域振興交付金交付要綱に従って、交付申請や実施後の活動実績報告書で地域振興活動が交付対象に該当するかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等について審査するなどの厳正なる交付事務を行った。

また、請求人が用途のほぼすべてが交付金の目的外であり、違法不当な支出に相当するとしている領収書については、平成24年10月11日に政策企画室公開制度等担当を通して請求人より情報提供依頼がなされたので、区役所より同連合会長へ資料提出の依頼を行った。その後、同連合より提出があり平成25年3月4日、請求人に対し資料を送付した。請求人からの情報提供依頼は、交付金にかかる領収書であったが、寄付金等、他の自主財源も含めた支出について一切の領収書を情報提供した。

平成23年度の交付金805,000円については、C連合の会計に収入され、情報提供で示した領収書に該当する経費768,737円その他、翌年度の繰越金319,174円なども含めた平成23年度の支出1,483,911円の財源として充当されていることを確認している。なお、繰越金については、将来の事業支出等に備えて、財源を積み立てていたものである。

また、地域振興交付金を財源とするものも含めた、C連合全体の平成23年度会計報告については、平成24年4月15日に会計監査を受けた上で、同年4月28日開催の町会長会議で了承を得ていることから、当時の連合運営に沿った執行がなされている。

以上により、地域振興交付金がどの支出に充てられたかという特定はできないものの、繰越金への充当も含め、地域のコミュニティ増進等に資する目的で活用されたものとするが、平成24年10月11日の情報提供依頼への対応において、資料提供を行う際にこうした制度の詳細等について十分な説明を行わなかった事が、結果として請求人の方々に疑念を抱かせてしまったのではないかと感じており、こうした点については深く反省している。

続いて、2点目の同連合に対する地域振興補助金及び同交付金において、平成22年度に1,077,500円の配付を受けながら、事業報告、収支報告が提出されていないまま放置されているという点については、配付額のうち252,500円は補助金であり、同連合で補助対象事業が実施困難となる一方、他の連合で補助対象事業があったことから、大阪市地域振興活動補助金交付要綱第9条に基づき補助事業

者である此花区地域振興会から変更承認申請が出され、変更後の事業についても同要綱第3条の補助事業に該当することから了承した。

残りの交付金 825,000 円については、同交付金交付要綱第12条により活動実績報告書、活動別用途報告書の提出を受けており、また同交付金交付要綱第16条に基づく適宜の現地調査など、区役所として制度に沿った手続を経て確認している。

最後に3点目の平成23年度の同連合に対する地域振興交付金において、年度内において発生した残余额は市に返還されるべきという点については、大阪市地域振興交付金交付要綱において、精算書の提出や戻入行為などの記載はなく、また当該交付金はまちづくり活動の対価であることから、余剰金が発生した場合においても戻入等の精算を行う必要はなく、また、平成24年度の活動に使用するため繰越しすることも制度上問題ないとする。

以上3点について説明したが、請求人からの指摘についてはいずれも本市に回復すべき損害はなく、交付金の返還を求めるには至らないとする。

3 現地調査等

(1) 現地調査

平成26年1月16日及び17日に行政委員会事務局監査部職員が地域の会館等へ赴き、A連合、B連合及びC連合の関係者から聴き取りや関係書類の調査を行った。

(2) A連合に係る現地調査の状況

A連合において、平成20～22年度の交付対象事業が行われたか等について、行政委員会事務局監査部職員が当該連合の前会長ほか1名からの聴き取りや当該連合から提出された平成20～22年度の実績報告書と当該連合で保管する平成20～22年度の決算書、金銭出納帳、領収書等の確認を行った。

確認内容は次のとおりである。

平成20～22年度の実績報告書に記載のある敬老会の事業については、地域社会福祉協議会の主催する事業ではあるが、A連合として、該当する高齢者の調査、敬老会当日の受付や会場設営等に関わっていることや区民まつり等に協力を行っている旨の説明を受けた。

また、交付対象事業のうち、交通安全運動における街頭指導や自転車マナーアップの事業などの関係機関等との協働に関する活動等に充当されていることを決算書、金銭出納帳、領収書等により確認した。

(3) B連合に係る現地調査の状況

B連合において、提出されたNPO法人が発行した領収書について、当該法人の住所が異なっている原因や平成24年度の補助対象事業における弁当の配食等について、行政委員会事務局監査部職員が当該連合の会長からの聴き取りやNPO法人で

保管する領収書、出納簿等の確認を行った。

確認内容は次のとおりである。

NPO法人が発行する領収書の住所が異なっている点について、当該法人が過去の経過から複数のゴム印を保有しており、地域大運動会あての領収書には正しく使用したが、エコフェスタあての領収書には誤って使用した旨の説明を受けた。

また、地域大運動会のプログラム、エコフェスタの中間報告書を確認し、領収書記載の人数以上の弁当配食を行った旨の説明を受けた。

さらに、地域大運動会及びエコフェスタ事業の弁当配食に係る食材を購入した事実や当該事業を含む1年間分の差引き収益分を翌年度に算入する方法をとっていることをNPO法人で保管する領収書、出納簿等により確認した。

(4) C連合に係る現地調査の状況

C連合において保管する領収書の一部に宛先や用途内訳がないもの等について、行政委員会事務局監査部職員が当該連合の会長ほか2名からの聴き取りや平成23年度のC連合で保管する出金伝票の確認を行った。

確認内容は次のとおりである。

平成23年度のC連合の収入としては、交付金のほか前期繰越金やその他の収入を合わせたものからなっており、此花区に提出した領収書等の支出財源が交付金のみではない旨の説明を受けた。

また、交付対象事業のうち、C連合で保管する領収書の一部に宛先や用途内訳がないもの等については、盆踊りや防災訓練などの地域のコミュニティづくりに関する活動等に充当されていることを出金伝票により確認した。

4 判 断

以上のような事実関係の確認、監査対象区（局）の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求における本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無について、補助金や交付金の交付を行う本市職員等としては、交付先側による不正行為が明らかあるいは合理的に疑われるべき具体的な事情がある場合には、それらを疑って具体的な調査をすべき職務上の義務があると言うべきであり、それにもかかわらず何らの対応等もとらない場合は、違法不当となる場合があると言うべきである。

以下、請求人の主張に沿い、これらの観点から個別に検討する。

(1) 住之江区B連合に係る平成24年度の地域振興活動補助金

請求人は、平成24年5月27日の地域大運動会に係るNPO法人発行の運営委員用弁当代の領収書（63,500円）及び平成24年11月3日のエコフェスタに係る同

法人発行の弁当代の領収書（64,200 円）が虚偽作成の可能性があります、当該経費を含む補助金全額の返還を求める旨主張する。

これに対し、監査対象区（住之江区）は、NPO法人発行の領収書に異なった住所を使うことが補助金に関わる何らかの利得につながるとも考えにくく、同法人がゴム印を誤って用いたものであり、単純ミスであるとする旨、また、地域大運動会及びエコフェスタにおける人数以上の弁当の配食が確認でき、行事の当日、区役所職員がそれぞれの現場において、役員等が弁当の提供を受けている場を現認しており、これらの弁当に必要な大量の食材を購入した事実を確認した旨説明する。

さらに、監査対象区（住之江区）は、ふれあいサンデー事業収支が0円となっていることについて、NPO法人が1年間分の収支を翌年度に「寄付金収入」として元帳及び収支計算書に計上していることが認められ、これに応じた地域振興活動があったものと認めるのが妥当である旨説明する。

この点、監査対象区（住之江区）は、当該B連合から地域大運動会のプログラム、エコフェスタの中間報告書の提出を受けるほか、配食についても現認しており、行政委員会事務局監査部職員の現地調査においても、エコフェスタあての領収書に誤ったゴム印を使用した旨説明を受けるとともに、地域大運動会及びエコフェスタの弁当配食に係る食材を購入した事実や当該事業を含む1年間分の差引き収益分を翌年度に算入する経理処理を行っていることがNPO法人の保管する領収書等により確認できたことから、当該補助事業における弁当の配食が虚偽であると疑わせる事実があるとは言えない。

そうすると、B連合による補助金受給に不正行為が明らかあるいは合理的に疑われるべき具体的な事情があるとは言えず、返還を求めるべき債権が本市に存在しているとは言えないことから、本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとする請求人の主張はその前提を欠くと言うほかない。

(2) 此花区C連合に係る平成 22 年度の地域振興補助金、地域振興交付金及び平成 23 年度の地域振興交付金

ア 平成 22 年度分

請求人は、平成 22 年度分について、1,077,500 円の配付を受けながら、事業報告、収支報告が提出されていないまま放置されているため、全額を返還させるべきである旨主張する。

これに対し、監査対象区（此花区）は、配付額のうち 252,500 円が補助金に該当し、同連合で補助対象事業が実施困難となったため、補助事業者である此花区地域振興会からの補助対象事業の変更承認申請を承認した旨、また、残りの 825,000 円は交付金に該当し、要綱による活動実績報告書、活動別使途報告書の提出を受けており、適宜の現地調査等など、区役所として制度に沿った手続を経

て確認している旨説明する。

この点、請求人が、事業報告、収支報告が提出されていないまま放置されている旨主張する平成 22 年度の 1,077,500 円については、そのうち 252,500 円が地域振興補助金に係るものであり、同額を区地域振興会へ返還していることが此花区地域振興会発行の領収書及び平成 22 年度 C 連合振興町会決算書により確認できる。また、残りの 825,000 円は、地域振興交付金に係るものであり、そもそも、収支報告書の提出は求められておらず、当該交付金の対象事業が記載された活動実績報告書及び活動別用途報告書が提出されていることが確認できる。

そうすると、事業報告、収支報告が提出されていないことをもって、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとする請求人の主張は失当と言わざるを得ない。

イ 平成 23 年度分

請求人は、貼付されている領収書の用途のほぼすべてが交付金の目的外であり、違法不当な支出に相当し、領収書を一見した時点で問題にすべきである旨主張する。

これに対し、監査対象区（此花区）は、活動報告書により地域住民への行政情報の提供などの活動が報告され、当該交付金が C 連合の経費の他、翌年度の繰越金なども含めた平成 23 年度の支出の財源として充当されていることを確認しており、地域振興交付金がどの支出に充てられたかという特定はできないものの、地域のコミュニティ増進等に資する目的で活用されたものと考えられ、連合の出納簿、決算報告を突合し、支出を確認できるものは確認を行った旨説明する。

この点、監査対象区（此花区）が、交付金の活動報告書及び当該連合の出納簿、決算報告を突合するなどの調査を行ったうえで、交付対象事業が行われたことを確認しており、行政委員会事務局監査部職員の現地調査においても、C 連合が此花区に提出した領収書等の支出財源が当該交付金のみと断定できないこと、また、保管する領収書の一部に宛先や用途の記載がないもの等については、盆踊りや防災訓練などの地域のコミュニティづくりに関する活動等に充当していたことが出金伝票により確認できたことから、これらの領収書から当該交付金の対象事業が行われなかったこと等を疑わせる事実があるとまでは言えない。

そうすると、C 連合で保管する領収書の一部に不備が見受けられるとはいうものの、C 連合の交付金受給において、不正行為が明らかあるいは合理的に疑われるべき具体的な事情があるとまでは言えず、返還を求めるべき債権が本市に存在しているとは言えないことから、本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとする請求人の主張はその前提を欠くと言うほかない。

5 結 論

以上の判断により、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとする本件請求には理由がない。

（意見）

本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、大正区A連合に係る地域振興補助金の受給において、当該補助金が返還されたとはいうものの、数年も同様の方法で、虚偽の領収書を添付して補助金を受給していたことは極めて遺憾である。市民感覚としてはこのような受給が継続していたことに違和感を覚えざるを得ず、本市のチェックがより実効あるものとなるよう改善を図る必要があるといえる。

また、此花区C連合が保管する領収書には記載の不備のほか、議員の後援会に対する支出など、多様な価値観があるなかで一見すると個別の支出内容まで地域として合意のうえで支出決定がなされたのかどうか分かりにくい支出も見受けられたところである。地域振興交付金については、本市に用途を報告する必要のない制度設計となっているとはいえ、仮に当該交付金がこれらに充当されているとすれば、果たして地域振興交付金の趣旨、目的に沿うものであろうかと疑念を抱かざるを得ないところである。

大阪市政を円滑に進めていくうえで、地域の協力は不可欠であり、地域住民組織が果たす役割は非常に大きいと考えられ、平素、地域の活動に尽力されていることに敬意を表するものではあるが、これらの活動のために地域に交付される補助金等は公金であり、厳正な経理処理が求められることは言うまでもない。

現在、地域振興交付金制度は廃止され、各区の多くの地域において地域活動協議会補助金が交付されているが、今後、所管区においては、同様の事例が発生しないよう補助金の交付先に対する指導を強化するとともに、適時に効果的なチェックを行うなどにより、市民に疑念を持たれない適正な補助金制度の運用に努められたい。